



福岡県

概要版

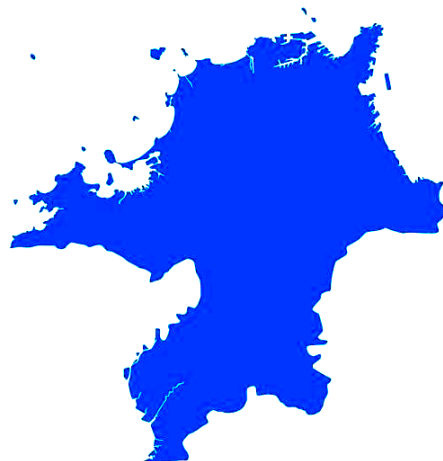
福岡県子どももの貧困対策推進計画

すべての子どもたちが

夢と希望を持って

成長していける社会の実現を

目指す



(計画策定の趣旨等)

1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、全庁挙げて、取り組む決意を示すため、福岡県子どもの貧困対策推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく計画とします。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

福祉、教育、労働、住宅など関係部局が連携し、各種の支援策を一体的に展開するとともに、進行管理を行い、確実な進捗を図ります。また、子どもの貧困に関する指標について、毎年検証を行い、必要に応じ、指標や目標の設定を行います。

(子どもの貧困の現状)

1 子どもの貧困率の状況

日本の子どもの相対的貧困率は、平成24年時点で16.3%となっています。

2 生活保護世帯の状況

福岡県における生活保護を受給する17歳以下の子どもの数は、17,893人(平成26年度)となっています。

3 社会的養護を必要とする児童の状況

福岡県における児童養護施設や里親などの社会的養護を必要とする児童の数は、毎年およそ1,800人前後となっています。

4 ひとり親家庭の状況

福岡県における母子家庭の世帯数は74,728世帯、父子家庭の世帯数は9,975世帯となっています。(平成23年度)

5 要保護及び準要保護児童生徒の状況

市町村が実施する就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数は、91,521人であり、公立小中学校の全児童生徒数に占める割合は、22.6%となっています。(平成25年度)

* 福岡県の場合、生活保護や就学援助の状況を勘案すると、子どもの貧困率は、全国数値を上回っているのではないかと考えられます。

(子どもの貧困に関する指標)

指 標	福岡県数値	全国数値	基準日・出典等
○生活保護世帯に属する子ども			
高等学校等進学率	87.1%	90.8%	平成25年4月1日現在 【全国・県】厚生労働省社会・援護局保護課調べ
高等学校等中退率	6.6%	5.3%	
大学等進学率	34.0%	32.9%	
就職率（中学校卒業後）	2.4%	2.5%	
就職率（高等学校等卒業後）	42.5%	46.1%	
○児童養護施設の子どもの			
進学率（中学校卒業後）	98.3%	96.6%	平成25年5月1日現在 【全国】厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 【県】福祉労働部児童家庭課調べ
就職率（中学校卒業後）	0%	2.1%	
進学率（高等学校等卒業後）	14.7%	22.6%	
就職率（高等学校等卒業後）	76.5%	69.8%	
○ひとり親家庭の状況			
親の就業率（母子家庭）	82.4%	80.6%	平成23年11月1日現在 【全国】平成23年度全国母子世帯等調査 【県】平成23年度 福岡県母子世帯等実態調査、北九州市母子世帯等実態調査 福岡市ひとり親家庭実態調査、久留米市母子世帯等実態調査
親の就業率（父子家庭）	89.6%	91.3%	
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率			
スクールソーシャルワーカーの配置人数	76人	1,008人	平成25年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	36.3%	37.6%	
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100%	82.4%	平成24年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ
○就学援助制度に関する周知状況			
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	54.1%	61.9%	平成25年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	57.4%	61.0%	
(福岡県数値が確認できない指標)			
○ひとり親家庭の状況			
子どもの就園率（保育所・幼稚園）		72.3%	平成23年度全国母子世帯等調査 平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計）
子どもの進学率（中学校卒業後）		93.9%	
子どもの就職率（中学校卒業後）		0.8%	
子どもの進学率（高等学校卒業後）		41.6%	
子どもの就職率（高等学校卒業後）		33.0%	
○日本学生支援機構の奨学金			
奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）		予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0%	平成25年度実績 独立行政法人日本学生支援機構調べ
奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）		予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	
○貧困率			
子どもの貧困率		16.3%	平成25年国民生活基礎調査
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率		54.6%	

(子どもの貧困の原因とその対策)

1 子どもの貧困問題

子どもの貧困問題は、現在の貧困（子どもが経済的に困窮している世帯に属していること）と、将来の貧困（貧困が世代を超えて連鎖すること）の2つの側面から捉えることができると考えます。

2 貧困の原因

- (1) 現在の貧困の根底には、家庭（親）の収入が少ないことがあります。
- (2) 将来の貧困は、子どもの成長過程において、基本的な生活習慣や学力などが十分に身に付かなかったことが、社会性の不足や低学歴を招き、その結果、不安定就労等につながり、低収入をもたらすことです。そして、この子どもが親となった時に、またその子どもが貧困状態に陥ることを、貧困の世代間連鎖と言います。

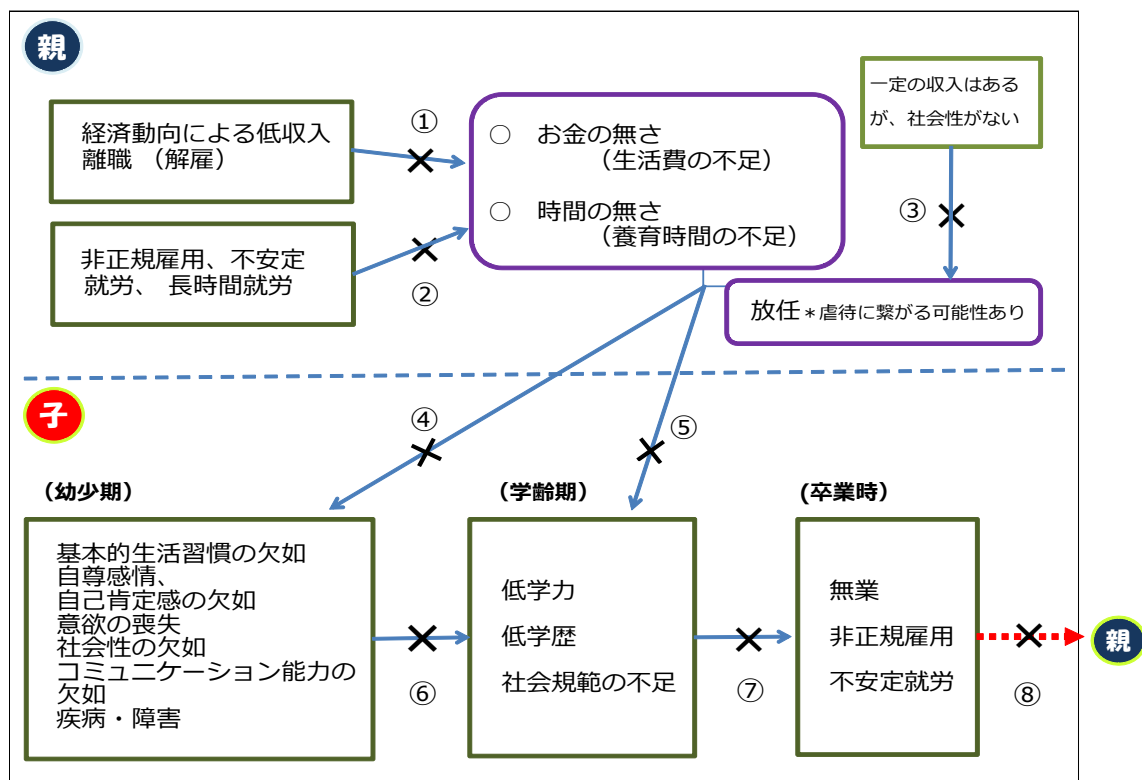
3 貧困の原因を踏まえた対策

子どもが貧困状態に陥る原因と考えられるものは、下の図のとおり様々ですが、その一つ一つを軽減、除去し、貧困の連鎖を断ち切るため、機動的、継続的、横断的な取組みを進めます。

また、本県経済の底上げも重要であるため、すべての関連行政分野において、有効と考えられる施策を行っていきます。

このように、全庁挙げて、対策に取り組むとともに、市町村をはじめとする関係機関や団体等と密接に連携を図りながら、地域を挙げて、貧困の連鎖を断ち切るために取り組んでまいります。

★子どもが貧困状態に陥ると考えられる原因及びその対策



※貧困の連鎖（図内の矢印）を断ち切るための各種施策（図内の×）の種類

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①… 各種経済対策 | ⑥… 生活支援・教育支援 |
| ②… 親への就労支援 | ⑦… 教育支援 |
| ③… 児童相談所の機能強化
地域の見守り強化 | ⑧… （子が親となる前の）子への就労支援 |
| ④⑤… 生活支援、経済的支援 | |

(基本目標と重点方針)

1 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

2 重点方針

基本目標を達成するために、以下の3点を重点方針とします。

- ① 貧困の状況にある子ども、貧困の状況に陥るおそれのある子どもに対する**乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援**
- ② 生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子どもなど、**支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援**
- ③ 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPO など、**地域の関係者が一体となって行う支援**

(数値目標)

指 標	福岡県数値 (平成25年度)	全国数値 (平成25年度)	目標 (平成32年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	87.1%	90.8%	全国数値を上回る
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.6%	5.3%	全国数値を下回る
生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の就職率	42.5%	46.1%	全国数値を上回る
児童養護施設の子どもの(高等学校等卒業後)の進学率	14.7%	22.6%	全国数値を上回る

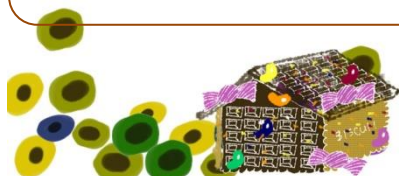
(厚生労働省社会・援護局、雇用均等・児童家庭局調べ)

(福岡県福祉労働部児童家庭課調べ)

(施策体系)

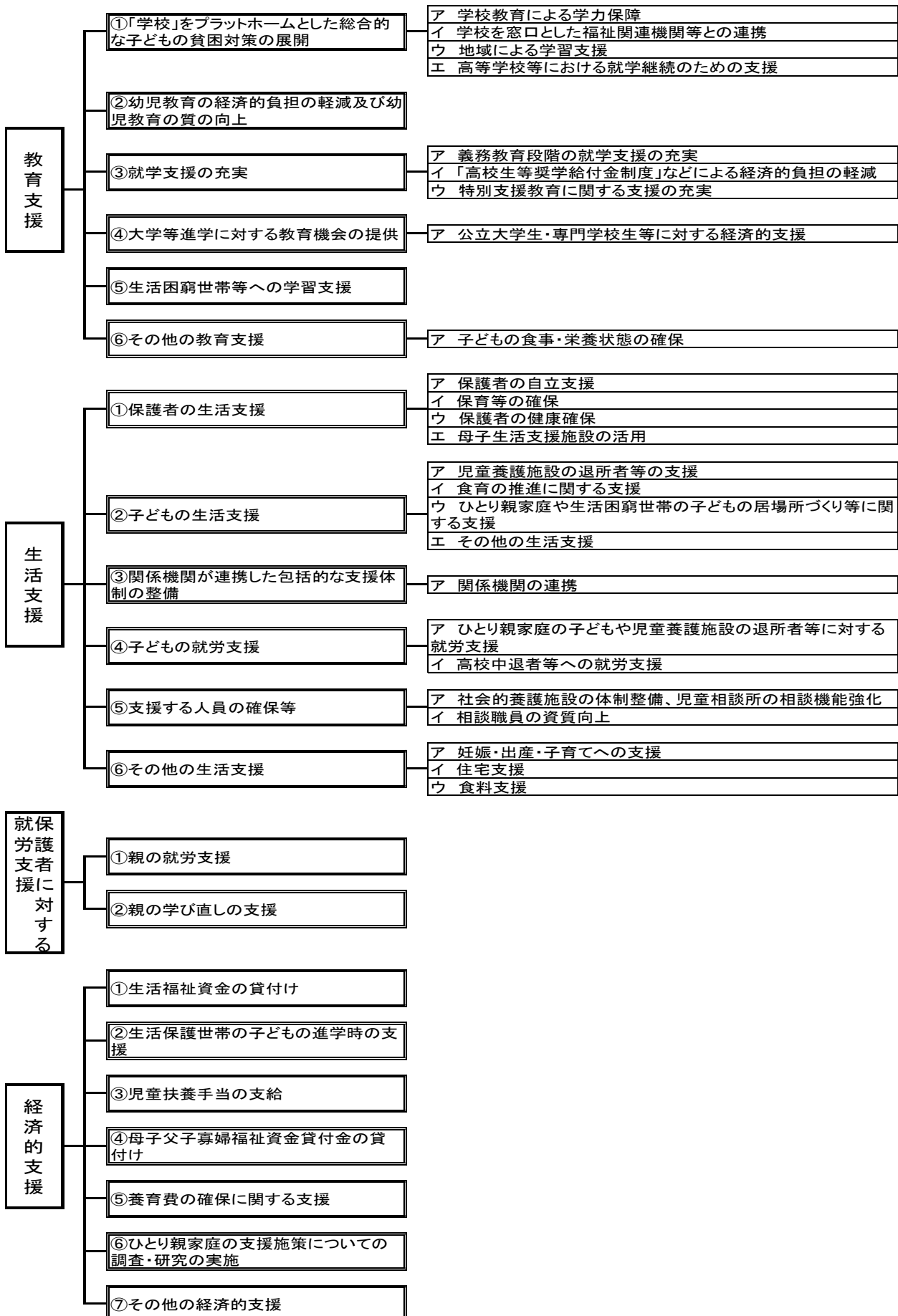
計画の基本目標及び数値目標を達成するために、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労支援」及び「経済的支援」を柱として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進していきます。併せて、重点方針で掲げた3つの方針に基づき、県独自の新たな施策を検討し、取り組んでいきます。

なお、貧困問題を解消する上では、これらの施策に取り組んでいくことに加え、本県経済そのものを底上げしていく施策として、地域経済を支える中小企業の総合的支援、将来の成長産業の育成、農林水産業の振興、観光の振興などについて、取り組んでいきます。



(施策体系)

1 施策体系図



2 具体的な施策

(1) 教育支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援のために必要な施策を講じます。

▶「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

○学校教育による学力保障

少人数による習熟度別指導や補充学習など、児童生徒に応じたきめ細かな指導の推進。

○学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーなど、教員以外の専門スタッフの配置を充実し、「チーム学校」による学校の環境改善及び専門性をいかした組織的取組を推進。

○地域による学習支援

学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図るための、地域による放課後学習活動等の学習支援。福岡県立大学の学生ボランティアによる小・中学生への学習支援。

○高等学校等における就学継続のための支援

高等学校等を中途退学した者が学び直す場合、授業料（一定額）を支援。

▶幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

低所得世帯に対する、幼稚園・保育所・認定こども園の利用料負担の軽減。

▶就学支援の充実

○義務教育段階の就学支援の充実

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、市町村が学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助（就学援助）。

○「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減

一定の所得未満の世帯に高校生等就学支援金を支給し、授業料（一定額）を支援。また、低所得世帯の保護者等に返還の必要のない奨学給付金を支給し、教育費負担を軽減。

○特別支援教育に関する支援の充実

障害のある児童生徒等への教科用図書購入費、修学旅行費、交通費、学用品購入費の援助。

▶大学等進学に対する教育機会の提供

○公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

福岡県が設立している公立大学法人において、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免などの学生への修学支援。

▶生活困窮世帯等への学習支援

児童養護施設等に入所する子どもに対する、大学等に進学する費用の一部助成及び学習塾の経費を支援。

▶その他の教育支援

○子どもの食事・栄養状態の確保

県立中学校及び中等教育学校前期課程の生徒の保護者で、要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対する、学校給食費の援助。

(2) 生活支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じるなど、生活に関する支援のために必要な施策を講じます。

▶保護者の生活支援

○保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、家計再建に向けたきめ細かな相談支援を含めた包括的な支援。

○保育等の確保

乳幼児に対する適切な保育サービスの提供。

「待機児童解消加速化プラン」による保育所の整備等の取組みを推進。

○保護者の健康確保

子育ての孤立化を防ぎ、不安の軽減を図る乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を支援。

○母子生活支援施設の活用

専門的・継続的な支援を必要とする母子家庭に対する、母子生活支援施設における相談・援助、自立の支援。

▶子どもの生活支援

○児童養護施設の退所者等の支援

児童養護施設退所者等が、安定した生活基盤を築き自立につなげるための、住居費や生活費の貸付。

○食育の推進に関する支援

乳幼児健康診査の機会等も活用し、乳幼児期の望ましい食習慣の形成に係る取組みを支援。

○ひとり親家族や生活困窮世帯の子どもの居場所づくり等に関する支援

生活困窮世帯の小・中学生への居場所を兼ねた学習支援教室の開設。

○その他の生活支援

就学前児童とその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組みを実施。

▶関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

○関係機関の連携

貧困状況にある、又は陥るおそれのある子ども及び保護者の相談を、ワンストップで受け止め、関係機関と連携して、訪問相談支援を包括的に実施。

▶子どもの就労支援

○ひとり親家庭の子どもや児童養護施設の退所者等に対する就労支援

ひとり親家庭の親子が、高卒認定試験合格のための講座を受講する際の費用の一部支給や、児童養護施設退所者等が、資格取得をする際の費用の貸付等の就労支援を実施。

○高校中退者等への就労支援

学校と若者サポートステーションやハローワークなどの関係機関との連携による就労支援を実施。

▶支援する人員の確保等

○社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

児童養護施設等の職員配置の改善の促進及び人材確保の取組みの推進。

○相談職員の資質向上

ひとり親家庭等を対象とした各種相談受付や自立に必要な情報提供や指導等を担当する母子・父子自立支援員への研修の実施。

▶その他の生活支援

○妊娠・出産・子育てへの支援

妊娠、出産等に関する相談、市町村や医療機関等と連携した、育児に不安を抱える妊婦などへの妊娠初期からの支援の推進。

○住宅支援

県営住宅の入居者募集において、ひとり親世帯等に対する倍率優遇措置及び、一定の所得未満の世帯に対する家賃負担の軽減。

○食料支援

民間の企業やNPOとの連携による、食事に困っている方へ無償で食品を提供できる仕組みづくりへの構築。

(3) 保護者に対する就労支援

保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせん、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を講じます。

▶親の就労支援

求職者の個々の状況に応じたきめ細かな就職支援と、希望者の正規雇用への転換を促進するための、企業への働きかけ。

▶親の学び直しの支援

ひとり親家庭の親が、教育訓練を受講し修了した場合の給付金の支給や、看護師・介護福祉士等の資格取得のための給付金の支給等。

(4) 経済的支援

ひとり親家庭や障害者、生活に困っている方などの生活を下支えするため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を講じます。

▶生活福祉資金の貸付け

日常生活に困っている低所得者に対する、総合支援資金、教育支援資金等の各種貸付。

▶生活保護世帯の子どもの進学時の支援

高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対する、入学料、入学考査料等の支給等。

▶**児童扶養手当の支給**

父又は母と生計を同じくしていない子どもを監護・養育する者に対する、児童扶養手当の支給。

▶**母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け**

ひとり親や寡婦に対する、原則無利子の修学資金、修業資金、生活資金、住宅資金等の貸付。

▶**養育費の確保に関する支援**

ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの専門相談。

▶**ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施**

ひとり親世帯等の日常生活の実態や行政に対するニーズを把握するための「ひとり親世帯等実態調査」の実施。

▶**その他の経済的支援**

子ども・重度障害児者及びひとり親家庭への医療費の本人負担分の軽減。



福岡県

福岡県子どもの貧困対策推進計画（概要版）

発行日／平成 28 年 3 月

編 集／福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県福祉労働部保護・援護課

〒822-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3294 FAX 092-643-3306

E-mail engo@pref.fukuoka.lg.jp

平成28年3月発行

福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県行政資料

分類記号 HB	所属コード 4600508
登録年度 27	登録番号 0004